

生産地域制限の公表 抜粋

○農林水産省告示第二千百八十号

種苗法（平成十年法律第八十二号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和六年十一月二十七日

農林水産大臣 江藤 拓

3 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第30601号 令和6年11月27日	Flammulina velutipes (Fr.) Sing.	ゆきこがね 雪黄金	地方独立行政法人北海道 立総合研究機構 北海道札幌市北区北十九 条西十一丁目1番地8	北海道	指定地域以外の地域 において種苗を用い ることにより得られ る収穫物を生産する 行為を制限する。